

問い合わせ先  
 県土マネジメント部建設業・契約管理課  
 公共工事契約管理係  
 0742-27-7425

### 令和4年度 第1回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和4年7月26日(火) 奈良県庁本庁舎5階 第一会議室	
委員	委員長 仁木 恒夫 熊谷 礼子 藤平 眞紀子 清水 陽子 西田 尚造	
審議対象期間	令和3年12月1日～令和4年3月31日	
抽出案件	5 件	(備考)
一般競争入札	4 件	○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置状況等について説明
指名競争入札	0 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次頁以降参照	
委員会による意見具申又は勧告の内容	<p>○抽出案件については、不正を疑わせる内容は確認できず、概ね妥当であるとする。</p> <p>○今後とも談合防止などについて様々な制度を模索し入札制度の不断の改革に努めることとし、更なる競争性・透明性・公平性を確保し、技術評価を絡めるなどの方法により、県内優良業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、価格と品質で総合的に優れた調達が確保されるよう、引き続き検討・見直しを進めていただきたい。</p> <p>○今後も県民の信頼に耐えうる入札制度の更なる改善に努めていただきたい。</p>	

質 問	回 答
<b>案件1(一般県道上池原下桑原線(仮称)深瀬2号橋橋梁下部工事)</b>	
○落札者が地元業者とのことであるが、辞退者が多かったのは地理的な要因もあったのか。	●辞退者が多かったのは、本案件の工事場所が県南部地域であり、地元業者にとって有利であったことも一因と考える。
○総合評価方式による入札において、業者側は、入札期間中に技術提案の個別の点数について把握できるのか。	●技術提案の個別の点数は、開札後に公表するため、入札中は分からない。ただし、技術提案が認められたか否かは分かるため、今回のケースでは、その結果により辞退した業者がいた。
○総合評価方式の場合、技術評価点と入札価格の双方から評価することであるが、技術点が悪くても金額で負けることもあるのか。	●あり得る。評価値(技術評価点/入札価格)が高い業者が落札者となるため、評価値次第では、その可能性もある。
○評価値により落札者を決めるとのことであれば、技術評価を金額換算していることになるのか。	●総合評価の技術評価点は、設計金額によって基準を定めているが、金額換算で決めているわけではない。
○受注するためには、施工実績の有無が重みを持っているということか。	●その通り。発注者としては、実績があり、よい品質で施工する業者を選定したい。ただ、県としても、多くの企業の積極的な参加を推進すべく、施工実績を問わない「企業チャレンジ型」総合評価方式等も進めており、その型式で発注した案件では、新規参入者も増えている。
○途中で辞退した理由としては、技術者の配置が困難との回答が多かったのか。	●その通り。個別に確認した中では、配置予定技術者が現時点で関わっている工事の工期が伸びた等で、配置できなくなった等の回答を得た。
○辞退が非常に多いが、発注者として、その理由は何と考えるか。	●多様な工事が様々な発注機関から発注される中で、業者として、どの工事が一番利益となるかを吟味した上での結果かと思われる。今回の工事は、地理的な要因も影響が大きいと考える。
○入札辞退の理由については、毎回、個別に確認しているのか。	●都度の個別確認はしていない。
<b>案件2(一般県道川津高野線 法面对策工事)</b>	
○本案件は、甚大な被害と伺えるが、法面崩壊の理由は何か。	●降雨による影響で崩壊したというより、このあたりの地質的な要因で崩壊したと想定している。
○(崩落を見越して)事前に手を打つべきではないか。	●県南部地域の法面について、日常的に道路パトロールを行い、法面の状況を確認している。なお、予兆があれば、順次、対策の実施に努めている。ただし、そのような中、予期せず法面崩壊が発生することがあり、その場合は、一般交通の確保に向けて、速やかな復旧に努めている。
○県南部地域の法面对策の工事は、1者入札が多いのか。	●一般的な法面对策工事の入札参加者は、複数見込まれる。本案件は、不安定な法面で、長大法面という特殊な現場であり、また、工事内容が高度で困難ということもあり、応札者が少なかったと推察される。

質 問	回 答
○参加可能者数が48者あるのに1者しか入札しなかったのはなぜか。	●着工から長期間(R4.3~R7.8)を要す工事であることや、現場が県最南端(十津川村)であり、アクセス性が低いなどの理由から、参加希望者が限られたと推察される。
○予定価格での落札であるが、落札業者は、他に応札者がいないと見込んで予定価格で応札した可能性はないか。	●他社が入札に参加しているかどうかは、知ることが出来ない。なお、落札金額を適切に積算され、結果として落札率が100%であったと推察される。
○地図を見ると、崩落した法面の奥にも集落があるようだが、その集落の生活道路等はどうしているのか。	●別に迂回路を設置しており、交通を確保している。
<b>案件3(奈良県河川情報システム改修工事(その3)(防災・安全社会資本整備交付金事業(総流防・情報基盤)))</b>	
○技術者の確保が困難との事案が多いが、技術者の確保に向けて、県としてどのような対策を考えているか。	●建設産業の振興、担い手確保に向けて、様々な事業、施策を実施している。
○本工事は「その3」とあるが、前段として「その1」、「その2」があつての「その3」か。	●3か年の最終としての「その3」。今回で完了との位置づけである。
○「その1」、「その2」の工事を請け負った業者が有利に働くような工事ではないか。	●工事の内容自体は切り分けられるので、新規参入も可能。 ただ、本案件においては、結果的に同一の業者が落札している。 全国的にDX推進の流れがあり、発注件数も伸びていることから、システム開発における途中参入よりも新規発注案件を優先するため、継続案件については新規参入が少なくなると思われる。
○「その1」の時は何者応札したのか。	●3者応札した。
○技術評価点が22点中7点と高くないが、それは問題ないか。総合評価するなら、技術評価を生かせるように評価の中身を再考すべきではないか。	●システムの総合評価は一般的な土木工事と比べて特殊であり、技術提案する部分が少ないため、概ね技術点が低くなる傾向がある。落札業者が県外業者であったため、地域精通度など企業の施工実績の点数が伸びなかったことと技術提案の記載に慣れていなかったことで点数が伸びなかったと思われる。
<b>案件4(第二浄化センター3号脱水機更新(機械設備)工事)</b>	
○26年ぶりの部品交換ということであるが、適切なメンテナンスと言えるのか。	●当課として「下水道ストックマネジメント計画」を立てており、メーカー推奨の標準耐用年数もベースにしているが、いずれの部品も特注であり、実際の耐用年数は、個別対応となる。なお、26年間放置していたわけではなく、ベアリングの交換等、都度、適切に対応してきたところ。国としても、下水道設備に係るマネジメント計画の策定を進めている中で、今回の工事は、ごく一部の設備についての更新工事であり、同様の発注は多い。

質 問	回 答
○参加条件合致業者70者のうち、実際の応札者が1者だが、条件設定に問題はなかったか。	●設備関係の入札は、以前より1者入札が多かったため、所在地条件を撤廃する(全国に拡大する)等、徐々に門戸を広げつつの対応を進めているが、遠方から参加する業者はおられないのが現状。 なお、今回の70者の内訳として、県内に本店のある者は0者、県内に営業所のある者は2者と、設備関係の受注ができる業者は限られており、今回の落札者も大阪に営業所がある県外業者である。
○門戸を広げたとはいえ、どのような形で周知しているのか。	●入札公告をHPに掲載しており、ある程度広くは見えていただいていると認識。ただ、利益率を考慮したら参加しにくいと判断されたと考えられる。 設備系の工事は、設備が古すぎて、工場製作が困難なこと等も多く、できれば競争性を発揮できるような入札を行いたいのが難しいところ。
○このような特殊な工事の場合、指名競争で実施するのは難しいのか。	●指名競争は制度上できない。また、仮に70者指名したとしても、結果的には1者入札になったと思われるし、指名競争の場合、1者応札だと成立しなくなる。
○特殊な工事の場合、積算時にどのような点に気をつけるか。	●一般的な土木工事と違い、どうしても見積もりベースでの設計書となるが、一定規模以上の工事であれば、「(一般財団法人)建設物価調査会」へ価格実態調査を委託し、調査結果に基づく単価をベースとしている。
<b>案件5(一般国道165号 地下埋設物移設工事(防災・安全交付金事業(南部・東部)))</b>	
○随意契約の場合の予定価格の設定方法は？	●本県が定める土木工事標準積算基準書に基づき算出している。
○交差点改良工事と密接不可分の工事を同一業者と契約するということであれば、もう少し金額的に低く見積もれるのではないか。	●発注者が設定する予定価格については、本県が定める土木工事標準積算基準書に基づき、適切に算出している。 施工業者の見積額については、内容的に全く新たに追加する工事であり、適切なものと思われる。
○年度内に完了を求められる夜間工事とのことで、タイトな案件だったと考えられるが、当初工事発注の際に分からなかったのか。	●当該工事に際し、消化栓等地下埋設物の管理者である宇陀市と事前協議を行っていたが、地下埋設物の平面的な配置は把握できたものの、詳細な構造までは分からなかった。 掘削してはじめて古い形式の設備でバルブも無いことがわかり、消火栓単体の移設が不可能なことが判明した。